

本学以外で修得した科目等の単位認定に関する要項

平成 29 年 11 月 30 日 制定

平成 29 年 12 月 1 日 施行

(趣旨)

第 1 条 この要項は、日本大学学則第 37 条第 4 項乃至第 8 項の規定に基づき、日本大学三軒茶屋キャンパスにおいて行う単位認定に関し、必要な要項を定める。

(単位認定の申請)

第 2 条 単位の認定を受けようとする者（以下「申請者」という）は、次の各号に掲げる書面により、単位の認定を受けようとする学部の学部長（以下「学部長」という）に申請する。

- ① 単位認定申請所
- ② 成績証明書及び学修成果を認定する書類
- ③ シラバス又は授業内容が詳細に記載された書類
- ④ その他、本学が必要と認めるもの

(単位認定)

第 3 条 学部長は、前条の規定により申請があった場合には、三軒茶屋キャンパス学務担当（以下「学務担当」という）に審査を委嘱する。

- 2 学務担当は、学務委員会に審査委員 2 人以上からなる単位認定審査会（以下「審査会」という）を組織し、授業科目との実質的相当性を審査させ、単位認定を妥当と判断した場合には、対象となる授業科目を学部長に報告しなければならない。
- 3 審査会は、前条各号による資料により授業科目との実質的相当性が確認できないときは、知見を有する三軒茶屋キャンパス専任教員の意見を徴し、又は申請者から内容等について聴取することができる。
- 4 学部長は、学務担当から報告された結果について、教授会の議を経て、授業科目及び単位の認定の判断を行う。

(単位認定の範囲)

第 4 条 この要項に基づき認定された単位は、学則第 37 条第 2 項により修得した単位と合わせて 60 単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

(申請者への通知)

第 5 条 学部長は、第 3 条の規定により単位認定の判断を行ったときには、速やかに申請者に対して結果を通知しなければならない。

(履修指導)

第 6 条 学部長は、単位認定の判断を行ったときには、学務担当に指示して申請者に対する適切な履修指導を行うものとする。

(補則)

第 7 条 学則第 37 条第 6 項の「文部科学大臣が定める学修」に関し、トフル及びトピック又はこれらと同等に社会的評価を有する知識及び技能に関する成果の認定については、別に定める。

- 2 その他の単位認定については、別に定める。